

第2次糸魚川市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編（平成26年度～平成32年度）】



平成26年 3 月
糸魚川市
（平成28年改定）

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 これまでの取組み実績と評価

- 1 第1次計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 取組み実績と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガス排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 温室効果ガス総排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 削減に向けた具体的な取組み

- 1 省資源・省エネルギーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 職員の環境意識に根ざした実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 取組み状況及び成果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

平成 9 年（1997 年）に京都議定書が採択され、我が国については、「2008 年（平成 20 年）から 2012（平成 24 年）」の期間に、温室効果ガスの総排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルから 6 % 削減するとの目標が定められた。

これを受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）の制定によって、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの地球温暖化対策の取組みの責務を明らかにするとともに、市町村は、事務事業に関し温室効果ガス排出量削減等の「実行計画」の策定と公表が義務づけられた。

本計画は、市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標を明らかにし、率先して地球温暖化対策の取組みを実行するために策定するものである。

2 計画の位置づけ

当市は、主体的に「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」を定め、経費の節減と環境負荷軽減の取組みを推進してきた。この行動指針は、市の全ての公共施設における職員の行動指針として示したのですが、実際の取組みが事務所施設中心の取組みにとどまり、また温室効果ガスの削減目標等は明らかにしていない。

本計画は、法で義務づけられた「実行計画」として、市の事務・事業全般における温室効果ガス排出量削減等の目標を示し、市自ら実行する計画を定めるもので、平成 25 年度に第 1 次実行計画が満了することから、これまでの取組み結果を踏まえ、さらに活動を推進するために策定するものである。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 24 年度を基準年度とし、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とする。

なお、計画の進行状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業を対象とする。

ただし、市民生活に深く関わる街路・公園等及び職員の配置のない施設は、原則対象外とする（表1-1参照）。

また、市が指定管理者制度によって管理委託した施設は対象外（一部施設は対象）とするが、本計画について理解と協力を求めていくものとする。

表1-1 計画の対象範囲

対象施設		施設数	施 設 名
行政庁舎		4	本庁舎、能生事務所、青海事務所、ガス水道局
教育施設	小学校	17	磯部、能生、南能生、中能生、木浦、浦本、下早川 上早川、大和川、西海、糸魚川東、糸魚川、大野 根知、田沢、青海、市振
	中学校	4	能生、糸魚川東、糸魚川、青海
	特別支援学校	1	ひすいの里総合
	図書館	3	糸魚川、能生（生涯学習センター）、青海
	文化施設	5	糸魚川市民会館、青海総合文化会館 糸魚川歴史民俗資料館、長者ヶ原考古館 フォッサマグナミュージアム
	スポーツ施設	2	青海屋内水泳プール、能生B & G海洋センター
福祉施設	保育園	10	浦本、大和川、西海、糸魚川東、中央、やまのい 大野、根知、寺地、市振
	幼稚園	2	青海、田沢
保健施設		1	能生国民健康保険診療所
消防施設		4	防災センター、能生分署、青海分署、早川分遣所
その他		6	清掃センター、浄化センター、斎場、権現荘 健康づくりセンター（はびねす） ふれあいセンター（ビーチホールまがたま）
計		59	

5 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、法で削減対象となる7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）の4種類とし、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の排出は、極めて稀であるため、対象外とする。

表1-2 温室効果ガスの種類

区分	種 類	性 質 等	地球温暖化係数
計 画 対 象	二酸化炭素 （ CO_2 ）	代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼などにより排出されます。	1
	メタン （ CH_4 ）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどにより排出されます。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより排出されます。	25
	一酸化二窒素 （ N_2O ）	燃料の燃焼、肥料の生産・使用などにより排出されます。また、公用車の走行、定置式ガス機関での燃料の使用、し尿処理の過程などにより排出されます。	298
	ハイドロフルオロカーボン （ HFC ）	塩素が無く、オゾン層を破壊しないフロンですが、強力な温室効果を持ちます。カーエアコンからの漏洩等により排出されます。	1,430 (HFC-134a)
計 画 対 象 外	パーフルオロカーボン （ PFC ）	炭素とフッ素だけからなるフロンであり、強力な温室効果を持ちます。半導体の製造プロセスなどにより排出されます。	7,390 (PFC-14)
	六ふっ化硫黄 （ SF_6 ）	硫黄とフッ素だけからなるフロンの一種であり、非常に強力な温室効果を持ちます。変圧器の絶縁ガスなどに使用されます。	22,800
	三ふっ化窒素 （ NF_3 ）	フロンの一種であり、半導体の洗浄などに使用されます。	17,200

地球温暖化係数とは、個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、その持続時間も加味した上で、二酸化炭素の効果に対して相対的に表す指標。

第2章 これまでの取組み実績と評価

1 第1次計画の概要

計画期間 平成21年度～平成25年度（5年間）
 基準年度 平成19年度の温室効果ガス総排出量
 対象施設 市のすべての事務・事業
 （対象外：街路・公園等、職員配置のない施設、指定管理施設）
 削減目標 平成19年度実績を基準として、平成25年度末までに温室効果ガスの総排出量を5.9%削減する。

2 取組み実績と評価

取組み実績

ア 温室効果ガス種類別排出量

平成24年度及び平成25年度（見込み）の温室効果ガスの排出量は下表のとおりである。

表2-1 温室効果ガス種類別排出量（単位：kg-CO₂）

温室効果ガス	平成19年度 （基準年度）	平成24年度 排出量	平成25年度 排出量(見込)	削減割合(%) (H25見込)
二酸化炭素（CO ₂ ）	17,054,669	15,177,823	16,075,379	5.7
メタン（CH ₄ ）	142,065	151,641	142,821	0.5
一酸化二窒素（N ₂ O）	508,400	524,520	494,450	2.7
ハイドロフルオロカーボン （HFC）	2,600	2,600	2,600	0.0
総排出量	17,707,734	15,856,584	16,715,250	5.6

イ 活動区分別削減実績

平成24年度の活動区分別の温室効果ガス総排出量は下表のとおりである。

表2-2 平成24年度 温室効果ガス総排出量の削減実績（単位：kg-CO₂）

活動の区分		平成19年度 （A）	平成24年度 （B）	削減量（C） [(A)-(B)]	削減割合(%) [(C)/(A)]
燃料の使用 （車両除く）	ガソリン	3,348	3,373	25	0.7
	灯油	1,599,730	1,419,121	180,609	11.3
	軽油	1,079	697	382	35.4
	A重油	326,826	206,773	120,053	36.7
	液化石油ガス（LPG）	38,334	47,544	9,210	24.0
	都市ガス	1,008,071	1,110,812	102,741	10.2

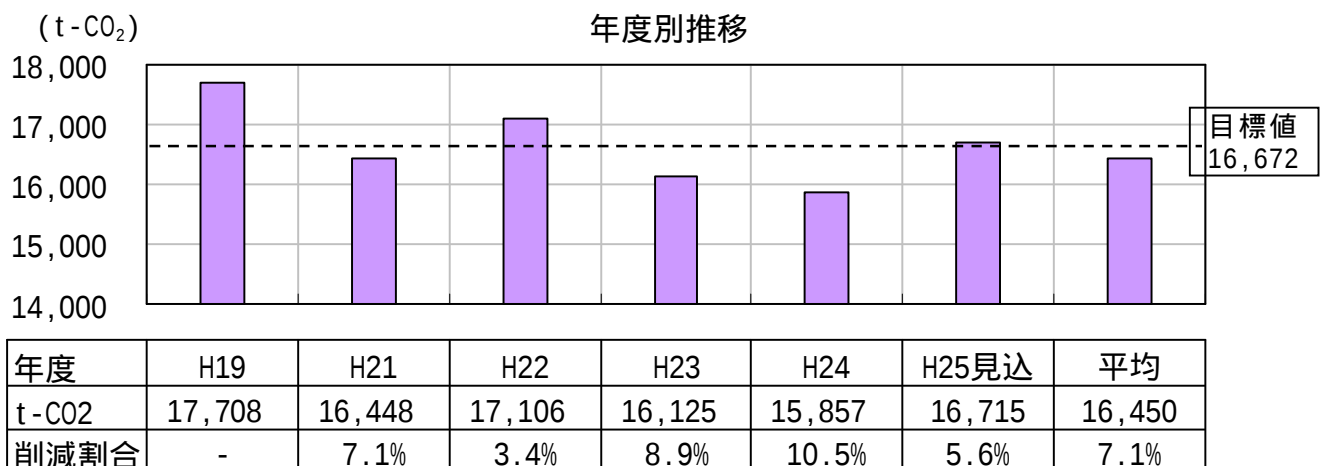
車両関係	走行距離	10,795	9,376	1,419	13.1
	カーエアコンの使用	2,633	2,613	20	0.8
	ガソリン	219,057	203,276	15,781	7.2
	軽油	159,500	131,176	28,324	17.8
電気の使用		9,297,788	7,802,342	1,495,446	16.1
廃棄物	総湿重量	245,229	230,517	14,712	6.0
	プラスチック乾重量	4,400,935	4,252,710	148,225	3.4
下水処理量		303,918	348,982	45,064	14.8
し尿処理量		12,625	9,635	2,990	23.7
浄化槽処理人口		78,036	77,723	313	0.4
総 合 計		17,707,904	15,856,670	1,851,234	10.5
目標値（平成25年度）			16,672,000		

評価

平成21年度から地球温暖化対策に取り組んだ結果について、平成23年3月の東日本大震災以後、節電対策に取り組み電気使用量の削減につながったが、廃棄物について、総量としては削減したが、プラスチックの占める割合が増加したため、目標とした平成25年度の削減割合（見込）は、5.6%でわずかに目標達成には至らなかった。

しかしながら、平成24年度には10.5%削減するなど、職員の環境を意識した活動により、平成21年度から平成25年度までの5年間の平均では、7.1%の削減となり一定の成果を挙げることができた。

今後も、経費節減と資源保護のために、職員一人ひとりが危機意識をもって取り組むとともに、家庭・地域における日常生活の中でも実践することが必要である。



第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成14年12月26日改定）に基づき、ガスの種類ごと、活動ごとに排出量を算定する。

2 基準年度の二酸化炭素排出量

計画の基準年度（平成24年度）における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算量）は、17,130 t -CO₂であった。

温室効果ガス種類別排出量

種 類	排出量 (kg)	温暖化係数	二酸化炭素 換算量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	16,471,522	1	16,471,522	96.11
メタン (CH ₄)	6,990	25	174,750	1.02
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,644	298	489,912	2.86
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1	1,430 (HFC-134a)	1,430	0.01
計			17,137,614	100.00

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

活動区分別排出状況

活動の区分	活動の区分	単位	活動量 (使用・処理量)	二酸化炭素 換算量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン	L	1,501	3,481	0.02
	灯油	L	575,584	1,433,204	8.36
	軽油	L	264	682	0.01
	A重油	L	76,300	206,773	1.21
	液化石油ガス (LPG)	kg	15,350	46,050	0.27
	都市ガス	m ³	641,441	1,385,513	8.08
車両関係	走行距離	km	1,272,358	9,525	0.06
	カーエアコンの使用	台	122	1,745	0.01
	ガソリン	L	92,002	213,444	1.25
	軽油	L	47,007	121,277	0.71
電気の使用		KWh	14,496,545	8,697,927	50.75

廃棄物	総湿重量	t	13,146	222,435	1.30
	プラスチック乾重量	t	1,578	4,363,170	25.46
下水処理量		m ³	4,779,567	333,040	1.94
し尿処理量		m ³	7,263	8,913	0.05
浄化槽処理人口		人	4,203	90,802	0.53
計				17,137,981	100.00

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

平成22年の排出係数改正及び平成27年の地球温暖化係数の改正、並びに対象施設の増減があったことから、1次計画における実績値と一致しない。

3 温室効果ガス総排出量の削減目標

平成24年度を基準年度として、平成26年度から平成32年度までの7年間で、温室効果ガスの総排出量を6.5%削減することを目標とする。

平成24年度の総排出量 17,137(t-CO ₂)	→	平成32年度の総排出量 16,031(t-CO ₂)
---	---	---

活動区分別削減目標（使用量・処理量）

活動の区分		単位	平成24年度 (使用・処理量)	平成32年度 (使用・処理量)	削減量	目標 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン	L	1,501	1,350	150	10.0
	灯油	L	575,584	546,805	28,779	5.0
	軽油	L	264	243	21	8.0
	A重油	L	76,300	70,959	5,341	7.0
	液化石油ガス(LPG)	kg	15,350	13,048	2,303	15.0
	都市ガス	m ³	641,441	545,225	96,216	15.0
車両関係	走行距離	km	1,272,358	1,170,569	101,789	8.0
	カーエアコンの使用	台	122	112	10	8.0
	ガソリン	L	92,002	84,642	7,360	8.0
	軽油	L	47,007	43,246	3,761	8.0
電気の使用		KWh	14,496,545	13,771,718	724,827	5.0
廃棄物	総湿重量	t	13,146	12,226	920	7.0
	プラスチック乾重量	t	1,578	1,468	110	7.0
下水処理量		m ³	4,779,567	4,660,078	119,489	2.5
し尿処理量		m ³	7,263	6,755	508	7.0
浄化槽処理人口		人	4,203	3,594	609	14.5

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。

温室効果ガス削減目標(二酸化炭素換算量：kg-CO₂)

活動の区分		平成24年度 (使用・処理 量)	平成32年度 (使用・処理量)	削減量	目標 (%)
燃料の使用 (車両除く)	ガソリン	3,481	3,133	348	10.0
	灯油	1,433,204	1,361,544	71,660	5.0
	軽油	682	627	55	8.0
	A重油	206,773	192,299	14,474	7.0
	液化石油ガス(LPG)	46,050	39,143	6,908	15.0
	都市ガス	1,385,513	1,177,686	207,827	15.0
車両関係	走行距離	9,525	8,763	762	8.0
	カーエアコンの使用	1,745	1,605	140	8.0
	ガソリン	213,444	196,368	17,076	8.0
	軽油	121,277	111,575	9,702	8.0
電気の使用		8,697,927	8,263,031	434,896	5.0
廃棄物	総湿重量	222,435	206,864	15,570	7.0
	プラスチック乾重量	4,363,170	4,057,748	305,422	7.0
下水処理量		333,040	324,714	8,326	2.5
し尿処理量		8,913	8,289	624	7.0
浄化槽処理人口		90,802	77,635	13,166	14.5
総合計		17,137,981	16,031,025	1,106,956	6.5

端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合がある。



第4章 削減に向けた具体的な取組み

具体的な取組項目として、今まで取組んできた「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」及び「第1次糸魚川市地球温暖化対策実行計画」を土台にし、次の3項目を職員一人ひとりが実践する。

なお、市の全ての事務・事業で推進するが、行政庁舎、教育施設、福祉施設など、施設によって利用者、利用時間、利用目的等が異なるため、それぞれの施設に適した取組みを推進する。

- 省資源・省エネルギーの推進
- 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進
- 職員の環境意識に根ざした実践

1 省資源・省エネルギーの推進

冷暖房の運転基準の徹底（電気使用量・ガス使用量の削減）

ア 冷房の運転基準

- 庁舎内温度が28℃以上になったときに運転する。
- 雨天時等換気ができない場合は、庁舎内温度・湿度が次の基準になったときに運転する。
 - ・ 温度27℃以上湿度55%以上になったとき。
 - ・ 温度26℃以上湿度67%以上になったとき。
- 冷房設定温度は28℃とする。
- 運転時期は、6月から9月までとする。

イ 暖房の運転基準

- 庁舎内温度が18℃以下になったときに運転する。
- 暖房設定温度は18℃とする。
- 運転時期は、12月から翌年3月までとする。

ウ 冷暖房の運用

- 運転時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 休日等は運転しない。
- 部屋ごとに風量を適宜調節し、必要以上の冷暖房を行わない。
- 会議室等を使用した際は、使用者の責任でスイッチを消すこと。
- ブラインドを利用して遮光・採光を行い、冷暖房効率を高める。
- こまめに清掃点検を行い、冷暖房効率の維持に努める。
- 噴出し口付近を整理整頓し、送風を妨げない。

快適な服装による経費削減（冷暖房節減、事務効率向上）

- 庁舎内は温度が一定ではなく、体感温度には個人差があるため、ノーネクタイやセーター着用等個々に工夫する。

- ・クールビズ、ウォームビズの取組みを積極的に取入れる。
- ・夏季（冷房時）、冬季（暖房時）の座席の移動を検討する。

照明器具の節電・部分消灯・電球撤去（電気使用量の削減）

- 照明器具の使用は原則として勤務時間内とし、始業前、休憩中、施設を閉じた後などは、直ちに不要部分の消灯を行う。
- 利用者及び業務に支障のない範囲で、廊下・ロビー等は常時消灯とする。
- トイレは使用時のみ点灯とする。
- 器具等の入替・修繕の際は、使用電力の少ないもの・電力効率の良いものを採用する。
- 好天時の窓際は、採光を利用して照明管理を行う。
- 退庁時にはコンセントを抜き、待機電力を削減する。
- 会議時間の短縮を図る。

パソコン・プリンタ・コピー機の電源断（電気使用量の削減）

- 離席時や休憩時間など使用しない時間の電源断を徹底する。
- スリープモードなどの省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用する。
- 待機電力を削減する機器の設置を図る。
 - ・予熱、低電力、オートオフが可能な機器を導入する。
 - ・予熱移行時間、低電力移行時間、オートオフ時間を適切に設定する。
- 使用しない機器のコンセントを抜く。

残業時間の短縮

- 事務の効率化を図り、残業時間の短縮とノー残業デーの徹底を図る。
- 業務終了後はすみやかに退庁する。

エレベーターの使用制限

- 荷物運搬や身体に障害のある者等を除き、原則使用しない。
- 使用状況に応じて、時間帯別稼働を検討する。
- 本庁では、退庁時間以降は1台の稼働とする。

施設構造、電気設備、機械設備の見直し

- 省エネ診断を行い、改善効果の見込まれるものから変更する。
（投資経費と削減経費の比較を行う。）
- 定期的な点検修繕、適正な機器保守を行うことで、機器の長寿命化を図る。
- 部分消灯ができるよう照明スイッチの細分化を検討する。
- インバータ制御の導入を検討する。
- 消費電力が少なく、電力効率のよい機器の導入、更新を図る。
- 新たな施設整備の際には、省エネ施設の導入に努める。

エコドライブの導入

ア 適正運転・管理による燃料費の節減

- アイドリングストップを励行する。
- 急発進、急加速をしない安全運転を徹底する。
- 作業内容、目的地を確認し、適切な行程を選択する。
- 不要な荷物を降ろす。
- タイヤの適切な空気圧を維持する。
- エンジンプレーキを使用する。

イ 公用車の更新にあたっては、低公害車・低燃費車・クリーンエネルギー自動車の導入に努める。

ウ 公用自転車の使用

- 目的地までの距離が2 km以内の場合は、徒歩または自転車を使用する。

エ カーエアコンの使用自粛

- 気象条件に応じて、カーエアコンの使用自粛と適切な温度設定を行う。

ノーマイカーデーの実施（公共交通機関の利用促進）

- 毎月第2水曜日を「ノーマイカーデー」として、職員の通勤時のマイカー使用を抑制する。

緑のカーテンの取組み（冷房節減）

- 葉の蒸散による冷却効果や遮光効果により、省エネ・節電効果が期待できることから、積極的に緑のカーテンに取り組みます。

2 廃棄物等の排出量削減とリサイクルの推進

廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

- 部署ごとに、古紙、資源ごみの分別徹底を行う。
- 事務室内の個人用ごみ箱を撤去する（課ごとにごみ箱を設置する）。
- 備品購入時には、詰め替え、差し替えのできる製品を選択する。

3 R活動による循環型社会システムの推進

ア リデュース【reduce】：抑制する、減らす、縮小する

- 使い捨て商品になるべく買わず、長く使える製品を購入する。
- 過剰包装、不要な封筒の使用を避ける。

イ リユース【reuse】：再生する、再使用する

- ミスコピーを有効利用する。
- 使用済み封筒を再利用する。

ウ リサイクル【recycle】：再生利用する

- 不要廃棄紙は、ホッチキス針、クリップ、バインダー等の器具を外し、リサイクルの徹底を図る。

- 缶、びん、ペットボトル、古紙の分別徹底を図る。
- リサイクル製品を購入する。

トイレ・洗面所・給湯室の節水

- ア 水圧調整・節水コマ・節水蛇口等について研究し、実施できるものから随時導入する。
- 点検により適正水圧を維持する。
 - 節水コマ、節水蛇口への交換を図る。
 - 自動水洗を導入する。
 - トイレ用擬音装置の導入を検討する。
- イ トイレ、手洗い、食器洗い、洗車等における節水に心掛ける。
- 水を流しっぱなしにしない。
 - 洗剤を必要以上に使わない。

FAX・電子メール・グループウェアの活用（紙使用量の削減）

- ア グループウェア（パワーエッグ）、電子メールを利用し、ペーパーレスに努める。
- 職員への周知等はグループウェアを活用し、紙の配布・回覧を減らす。
 - 職員向けの資料（議案書、予算・決算書、各種計画書等）は、印刷配布しない。
- イ FAX送信票の見直し
- FAXで回答を求めるものには、「送信票不要」を表示し、用紙の削減を図る。
 - 送付時の送付票をやめ、ゴム印等で代用する。（送信時間の短縮）

用紙類の削減

- ア ペーパーレス化・両面印刷の推進
- 必要部数を考慮し、ムダのないように作成する。
 - 印刷の際は、可能な限り両面印刷を徹底する。
 - 職員向けの資料等は、庁内LANを利用して電子データを活用し、紙の配布・回覧は行わない。
 - 電子データで提供された資料は、できる限り印刷しない。
- イ 印刷枚数低減のための工夫
- A4版を2枚印刷するよりは、A3版で印刷し裁断する（カウント 1）。
 - 集約印刷（2アップ、4アップ）を利用し、印刷枚数を減らす。
 - 会議案内文書等は、差し支えない範囲ではがきを活用する。
- ウ ミスコピーの削減・再利用
- 印刷設定の再確認、スタートキー押下前のリセットを励行する。
 - リサイクル用として分別を徹底する。（個人情報には注意）
 - 裏面の有効利用を行う。（メモ用紙、試し印刷用）

グリーン購入の推進

ア 再生紙の購入・使用

- 使用する用紙は、再生紙とする。

イ グリーン購入適合品の購入・使用

- グリーン購入ネットワークに加盟し、グリーン購入適合品の優先的購入に取り組む。
- パソコン、コピー機等のＯＡ機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品等、エネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- 事務用品の購入にあたっては、エコマーク商品やグリーンマーク商品等グリーン購入適合品を選択する。
- グループウェアを活用し、グリーン購入のための参考情報を各所属に提供し、職員一人ひとりの認識を深め、積極的な推進に努める。

２０・１０・０（にーまる・いちまる・ゼロ）運動の推進

- 会食時の開会後の20分間と閉会前の10分間は自席で料理を楽しみ、帰るときには食べ残しをせず、ごみの減量に努める。

保育園・幼稚園、学校における取り組み

保育園・幼稚園、小・中学校は、他の施設とは形態や条件が異なり、また児童・生徒の理解と実践が伴うことから、次の取り組みを推進する。

【電気・燃料使用量の削減】

空調は適切な温度設定（冷房28℃、暖房18℃）に努める。

使用していない教室、特別教室等は、空調を消す。

教室、特別教室、廊下やトイレなどの照明は、必要がないときや昼休み等には、消すよう努める。

外出の際には、パソコンの電源を切る。

教室や体育館の照明は、明るさによって調整する。

印刷機は、使用時以外電源を切る。

【水道使用量の削減】

手洗いやプールのシャワーの使用時、水を出し過ぎたり、流しっぱなしにしない。

プールの水位調節のための給排水を少なくするように工夫する。

手洗いの時、泡切れのよい泡石鹸を使用し、水の使用量が少なくなるように努める。

【紙の使用】

印刷は、できるだけ裏紙を利用する。
大量の印刷物はA3版で行い、カットする。
集約印刷（2アップ、4アップ）を利用し、印刷枚数の削減に努める。
ミスコピー防止のため、印刷後はリセットボタンを押す。
冊子は、両面印刷で作成する。
保護者（子ども）への配布物の減量に努める。
職員会議等でパソコンを活用し、印刷物の減量に努める。
電子データで送られてきた資料は、必要がない限り印刷しない。

【ごみ減量・リサイクル】

再利用できる紙はごみ箱に捨てずに再利用に努める。
ファイルや紙フォルダは再利用に努める。
郵便以外には新しい封筒を使用せず、使用済み封筒を再利用する。学校関係者へは、往復封筒を作成し利用する。
職員宛ての私用文書は家に持ち帰り、再資源化に努める。
給食調理時の工夫により生ごみの削減に努める。
給食は残さず食べるように指導し、残量を出さないよう努める。

【その他（環境教育など）】

子どもたちに、省エネや節水を呼びかける。
環境教育の全体計画に従い、環境教育に努める。
植栽や花壇造りに努める。
ベルマーク、使用済みカートリッジなどを収集し、リサイクルポイントの活用に努める。
エコマーク商品の使用に努める。

3 職員の環境意識に根ざした実践

積極的な削減行動

- 随時アイデアを募集し、取組み可能なもの、有効なものを積極的に実施する。
- 不要なレジ袋、割り箸は断る。

職員一人ひとりの環境意識の向上を図る。

「地球温暖化対策実行計画」及び「糸魚川市の施設における経費節減と資源保護に関する行動指針」の周知・啓発を図る。

チャレンジ25キャンペーン等の地球温暖化防止活動への参加を促進する。

職員は、地域の環境活動に積極的に参加する。

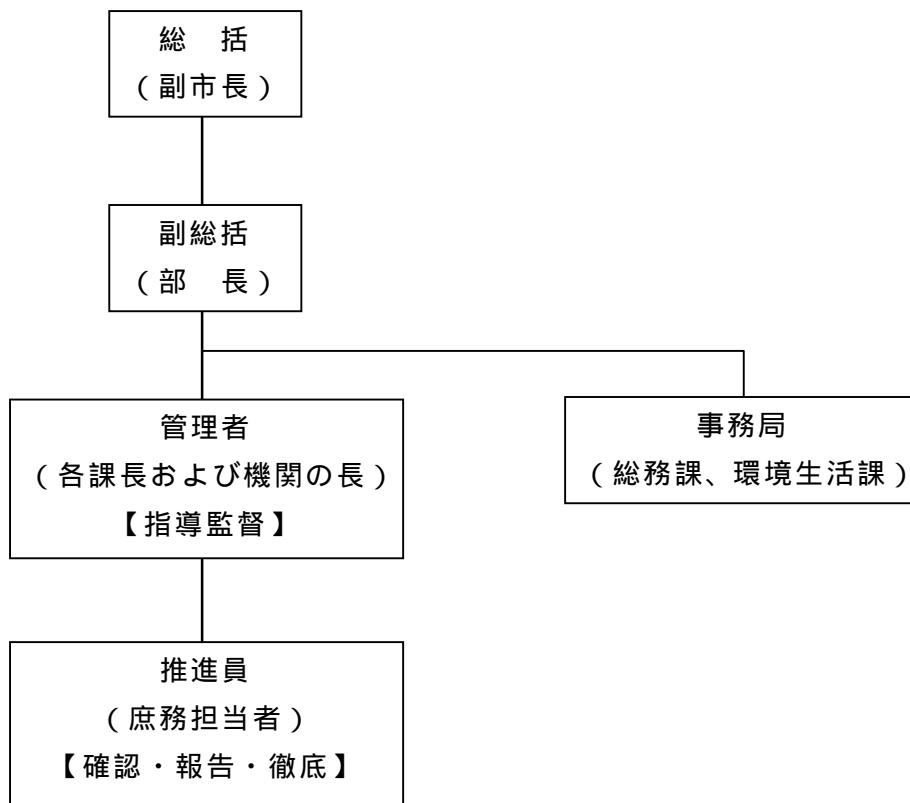
第5章 計画の推進体制

1 推進体制

温室効果ガスの排出量の把握、削減の実行にあたっては、庁内関係課の連携・協力が不可欠となるため、次の体制で推進する。

- 常に日常業務の中で意識を持って取り組む。
- 随時取り組みを確認・点検し、着実な実践を図る。
- 部署単位で管理者・確認者等を定め、節約意識の浸透を図る。

推進体制



必要に応じて、実施状況調査を行い、部課長会議等で報告・確認する。

2 点検体制

計画の取組状況に関する点検結果の評価は事務局で行う。

また、温室効果ガス削減目標の達成状況及び問題点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 取組み状況及び成果の公表

- 継続的・効果的な取組みとなるよう、取組み状況・成果をホームページ等で公表する。
- 使用量を定期的に職員に周知し、より一層の意識の高揚を図る。
- 市民への公表を通じ、削減意識の保持と取組み自体の市民への波及を図る。
 - ・職員一人ひとりが職場において率先して取り組むことで、家庭や地域においてもこの取組みを広げるよう努める。
 - ・市が率先して省エネルギー・資源保護に取り組んでいる内容を市民へ周知する。



〒 9 4 1 - 8 5 0 1

新潟県糸魚川市一の宮一丁目 2 番 5 号

糸魚川市総務部総務課行政係

市民部環境生活課環境係

T E L 0 2 5 - 5 5 2 - 1 5 1 1

F A X 0 2 5 - 5 5 2 - 8 9 5 5

E - mail soumu@city.itoigawa.niigata.jp